

新宿区教育委員会会議録

平成22年第3回定例会

平成22年3月5日

新宿区教育委員会

平成22年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年3月5日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時49分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事 兼			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第11号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

報告

- 1 小・中学校における土曜日の授業の実施について（教育指導課長）
- 2 全国学力・学習状況調査の実施について（教育指導課長）
- 3 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配について（教育指導課長）
- 4 学校事務効率化の検討結果について（教育政策課長）
- 5 新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプランについて（教育政策課長）
- 6 平成22年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 7 牛込地区学校適正配置について（副参事「学校適正配置担当」）
- 8 新宿区立図書館3館の指定管理者による管理開始説明会開催及び臨時開館・休館について（中央図書館長）
- 9 新宿区特別児童「アトム」の区立小学校入学等について（教育政策課長）
- 10 平成21年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について（教育指導課長）
- 11 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第3回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第11号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第11号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、「議案第11号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」について御説明いたします。

これにつきましては、公の施設の指定管理者の指定についてという2枚のページがございますが、新宿歴史博物館の指定管理者の指定及び林芙美子記念館の指定管理者の指定について、日程の制約からあらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるため、本日付議するものでございます。

臨時代理をする理由ですけれども、こちらについては平成18年4月1日から平成23年3月31日まで、それぞれ指定管理者として財団法人新宿区生涯学習財団を指定しております。ところが、平成22年4月1日に財産法人新宿文化国際交流財団と事業統合をしまして、新たに観光振興の機能を加えた上で公益財団法人へ移行するというところで、公益財団法人新宿未来創造財団となる予定でございます。したがって、財団法人新宿区生涯学習財団は解散の登記をし、公益財団法人新宿未来創造財団は設立の登記をするということで、新たな法人となるため指定管理者の指定に関して、改めて議会の議決を経て指定する必要があるためでございます。

なお、この公益認定についてでございますが、現在、東京都の公益認定等審議会で審査中でございます。3月16日の本審査で公益認定が可となる結果が出れば、ほぼ公益認定が確定となる予定です。区議会の議案の送付は3月19日が予定されておまして、この間に議案を

決定しなければならず、教育委員会をそれまでに召集できないということから、あらかじめ教育長に臨時代理を指示するというところでございます。

また、指定管理の期間についてですが、こちらについては当初の議決の残余期間である1年とし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとするものです。1年とした理由は指定管理期間ごとの再審査の機会を保障するため、現在、継続する指定管理期間の満了に合わせて新法人への指定期間を定めることが望ましいという判断からでございます。

なお、この指定管理を継続するための審査は、本年1月19日に指定管理者選考委員会において、新財団に当該施設の管理を行わせることを可とするという決定がなされているところでございます。

雑駁ですが、以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第11号について御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員 参考に教えてください。

この歴博とか、林記念館の区側の窓口は、どこだったのですか。

教育政策課長 地域文化部の文化観光国際課が窓口になりまして、生涯学習財団に指定管理を行わせているという状況でございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第11号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 小・中学校における土曜日の授業の実施について

報告2 全国学力・学習状況調査の実施について

報告3 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配について

報告4 学校事務効率化の検討結果について

報告5 新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプランについて

報告6 平成22年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて

報告7 牛込地区学校適正配置について

報告 8 新宿区立図書館 3 館の指定管理者による管理開始説明会開催及び臨時開館・休館について

報告 9 新宿区特別児童「アトム」の区立小学校入学等について

報告10 平成 21 年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について

報告11 その他

白井委員長 次に、事務局から報告をお受けします。

まず、報告 1 から報告 3 までについては、前回の 2 月 5 日の第 2 回定例会の報告案件として挙がっていたものでしたが、時間の制約から報告を受けたところで終了しております。再度概略を説明いただき、質疑を行いたいと思います。その後、報告 4 から報告10までについては一括して説明を受け、質疑を行います。

ではまず、報告 1 から報告 3 までについて、事務局から手短かに概略の説明をお願いいたします。

教育指導課長 それでは、前回に引き続きまして、前は本当に時間が足りなくて、皆様方から御意見を賜ることができませんでしたので、本日またよろしくお願ひしたいと思います。

前回と同じ資料を本日もお届けさせていただきました。よろしくお願ひいたします。その関係で説明は短めにさせていただきたいと思います。

まず、報告 1 でございます。「小・中学校における土曜日の授業の実施について」でございますけれども、平成22年 1 月14日付で東京都教育委員会から通知が来たところでございます。従来、土曜日というものにつきましては、授業は何らかの形で実施しているものもございました。例えば、運動会とか、公開授業とか、学習発表会などをやっておりましたけれども、それらにつきましては基本的に振り替えを行う、大概是翌週の月曜日に振り替えの休みをとるという形をとってございましたけれども、あくまでも学校週 5 日制の趣旨を踏まえつつ、保護者の方や地域住民の方々に開かれた学校づくりを進めるというねらいのもとで、確かな学力の定着を図る授業公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、また 3 点目としては保護者や地域住民等をゲストティーチャーで招いての授業というようなことについては、各月上限を 2 回まで実施したときに振り替えをとらせなくてもよいということになったものでございます。これを受けまして、私どもも各学校に通知したところでございます。

なお、この間、東京都からは、国の考え方として 5 日制については堅持する姿勢には変わりはないということ、また、例えば第 2、第 4 土曜日を以前のように授業日とするというような恒常的な実施を認めるものではないというような指導は別途入っております。

本区の従来の実態でございますけれども、今年度の実績でいきますと、各校、先ほど申し上げましたとおり、何らかの形で土曜日に実施しております。2日から6日程度、平均でいきますと、小学校が3.4日、中学校が3.3日という形で今年度も実施をしていたところでございます。今現在、次年度に向けた教育課程の編成を進めておりまして、今、第1案が上がってきております。まだ案ですので、正式にどうなるかわかりませんが、今現在の様子を見る限りにおきましては、ほぼ今年度と同じ程度の土曜日の行事あるいは授業公開等々を計画している模様でございます。

そして、そのうち、趣旨に照らし合わせて振り替えを行わないというものが、1日から5日程度あるようでございます。ただし、これはあくまでも1日から5日と幅が広いのでございますけれども、小・中学校合わせて3分の2の学校につきましては、今年度と同じようにすべて振り替えをとると言っておりますので、3分の1の学校においては1日から5日程度振り替えをとらないということで実施をしたいということも考えているようでございます。

今後でございますけれども、いずれにいたしましても、今回、できるという規定ができたわけでございますので、これをうまく活用していただきながら、あくまでも児童・生徒さんの、そして先生方の過重負担にならないことが大前提ですし、また、保護者、地域の方々の御理解を得ることももちろん前提となりますけれども、このできる規定をうまく利用していただくことによって、今までよりもゆとりある、しかも充実した教育活動が展開できるよう、私どもも今後とも指導していきたいと思っているところでございます。

続きまして、2につきまして御報告申し上げます。

本日の読売新聞の1面にも載っていたかと思いますが、「全国の学力・学習状況調査の平成22年度の実施について」でございますが、新聞報道等でもご案内のとおり、従来は、小学校6年生と中学校3年生について、全国悉皆調査で行ってございましたけれども、次年度は抽出とすること、そして抽出以外の学校については、希望があれば問題用紙を国から印刷をして提供してくれる。しかし、採点等々については抽出校のみとするというような連絡が東京都を通して国からきたところでございます。私どもも検討した結果、抽出校では問題を得られて、そして解くことができますので、差が出ないように、全校希望するという形で、国にはお願いをしております。しかしながら、その後は問題用紙の活用の仕方、つまり実施については各校に任せるという形で、校長会とも相談しながら私どもなりに事務局として決定させていただいているところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、従来から行われている全国学力調査の趣旨を勘

案しましても、この22年度の問題をうまく活用しながら、今後とも各学校における先生方の授業改善、また一人一人の児童・生徒さんの学習意欲の向上のインセンティブにぜひ使っていただきたい思っているところがございます、そのように指導をしてまいりたいと思っております。

続きまして、3番目、「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配について」でございます。

前は、小1問題とは、中1ギャップとはというご説明を申し上げたところでございますが、今回はその説明を省かせていただきます。このたび小1問題・中1ギャップを予防・解決するために、例えば単学級であれば、40人までは1クラス、41人になればもう1人担任が増えると、そして2クラスになるということでございましたが、次年度に向けて、40人となったとき、1人加配を東京都から提供してくれる。また、2クラスであった場合には、79人と80人という数になったときに加配を提供してくれるという、そのような連絡がございました。

その加配の活用の仕方でございますが、従来は少人数もしくはT Tという活用をすることになってございましたけれども、それにとどまらず、例えば不登校の児童・生徒さんが多かったときに、その解消するための適応指導担当という形にしてもよし、また担任という形で、学級規模を小さくすることも可とするという、そんな連絡があったところでございます。いずれにいたしましても、3月末の段階で今申し上げたようなちょうどそういう数になったときに初めて加配が提供されますので、今年度どのような状況になるか。ちなみに昨年度のこの時期につきましては、該当する学校はございませんでした。ちょうどそういう数になったときに東京都から加配をいただき、有効に活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 質問ですが、例えばこれまでもし仮に該当するような授業を平日に行っていた場合、仮にこの制度を活用して、それを土曜日に移動させたとすれば、その分授業時間数が増えることになるという理解でよろしいでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。土曜日に授業をやって振り替えないということになりますと、その分だけ、例えば月曜日にまた授業ができるわけでございますので、

もう少し、例えば月～金の授業を弾力的にということも可能かもしれませんが、月～金でぎゅうぎゅうに詰めてやっていた体験的な作業を土曜日にもう少しゆとりを持ってやるということもできますので、時数としては増えるということは十分想定されるところでございます。羽原委員 子供たちの土曜日の使い方の実態について、何か統計や、調査みたいなものはありますか。

教育指導課長 今回の委員の御指摘につきましては、いわゆる通例土曜日の授業はないわけでございますので、そのときに何をしているかということでございますね。今すぐにはちょっと持ち合わせてございません。東京都であったということでございますので、今すぐに調べて御提供したいと思っております。

白井委員長 ではそれを調べてから後でお答えいただきます。

羽原委員 その表の土曜日の学校の状況で、補習等のために多くの教員が土曜日に出勤している、これを解消するという意味ですね。それで、補習などでやっている学校というのは、新宿区の場合はどのような状況ですか。つまり僕の関心は、基本的にはこの大方針でいいのですが、現状がどうなっていて、補習等を行っているのか、わからないので。

教育指導課長 土曜日の補習につきましては、現在中学校において、もちろん毎週ではございませんけれども、月に1回ないし2回、3校において現在実施をされております。希望者を募り、そしてまた教員だけではなく、地域の方に来ていただいて実施をすると、そのような形だと私どもは聞いております。

以上でございます。

松尾委員 新宿区においては、保護者及び地域住民に対して趣旨説明を行い、十分な理解を得ることというようになっておりますが、これは新宿区独自の対応であると理解してよろしいでしょうか。

教育指導課長 これにつきましては、私どもというよりも、東京都から十分趣旨を徹底するようにと。今まで土曜日、日曜日につきましては、地域の受け皿づくりということで、もちろん新宿もそうでございますけれども、各区で取り組んでまいりましたし、そしてまた各区ということは、各地域の皆様方にも絶大なるご支援をいただきながらお願いをしてきた経緯もでございます。そういう中で、やはり学校のゆとりある弾力的な、そして充実した教育活動のためにもう一度土曜日の活用もということでございますが、やはり従来から少年野球、少年サッカー等々もありますので、そういう兼ね合いの中でどこまで御理解をいただけるかということがありますが、これについてはぜひ得るようということがあったところでござい

ます。

なお、今回、これにつきましては、私どもから各地域、保護者の皆様へという直接的なことはしておりませんが、学校を通してお願いするとともに、特に学童等の活動もごございますので、子ども家庭部にもこの情報につきましては1月の時点でいち早く御提供いたしまして、子ども家庭部を通して関係されると思われる機関には御連絡を差し上げたところでございます。

松尾委員 東京都からの留意点についてというところには、実施に当たっては「学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進める観点から実施する」となっておりますが、先ほどの私の質問は、「趣旨説明を行い、十分な理解を得る」というのは、多少文言に違いがあるように思われるわけです。趣旨説明というのは、この東京都からいただいた趣旨について十分な理解を得るように説明をしていくことかと思えますけれども、土曜日の授業をどういう形でやっていくのか、地域ごとに違いがあるかもわかりませんが、全体として望ましいのかという点について、やはり学校と地域、保護者、現在行われている形とはまたやや違った形で進めていくほうがもしかしたらもっとよい、趣旨に合う学校づくりができる可能性もあるかというように思います。ですから、趣旨説明を行って理解を得るということはもちろん大切ではありますが、さらに一歩踏み込んで、どんな形で土曜日を使っていくかということを話し合ったり、コンセンサスをつくっていったり、そういうことも大切かなと思えますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりだと思います。特に土曜日ということにつきましては、本当に教育学者が10人いたら、10人それぞれいろいろなお考えをお持ちである、そしてまた、保護者、地域の方にお聞きしてもさまざまな御意見をいただいているところでございます。

また、学校もいろいろなお考え方をしているところもありますので、実際、今回各学校の教育課程の編成の状況も私どもなりに把握はしているところでございますけれども、今後どのような形で土曜日を活用することがゆとりある、しかも充実した教育活動が展開できるのか。今回東京都から出てきたのは1月の半ばであるということで、2月の教育課程の編成時期までに、正直言いまして各学校もそれほど間がなかったというのが本音のところではないかと思えます。そういった点では、私どもの方も、今回ほぼ次年度の教育課程が見えてはきますけれども、今後もそれでいくのか、それとも23年度に向けてまたいろいろな展開を考えるのか、そこら辺につきましては、十分学校、そしてまたP連等々からも意見をちょうだいしながら情報収集していくことがやはり必要ではないかと思っております。そして、まさ

に今、委員御指摘のようなよりよい活用の仕方について、場合によっては教育委員会としても今後何か十分な、そういった意味での趣旨を説明しながらの何らかの発信をする必要も出てくるかもしれないなということは思っているところでございます。

松尾委員 わかりました。

白井委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

私から質問ですが、今回の新宿区の教育委員会から各学校への通知では、月2回を上限とするという上限の回数がありますが、本文には適切な教育課程編成をお願いするというところで、それは各学校の対応ごとに違っていいという理解でよろしいのでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。あくまでも児童・生徒さん、そして教員の過重負担にならないということでありますので、各学校によってやはり今回は若干違いが出てよいという趣旨でございます。

それで、先ほどの羽原委員からの御質問について、今は子どもの活動についてのなかなかいいデータが見つからないので、御指摘のお答えになるかどうかかわからないのですが、新宿区において土曜日のまさに居場所づくりとして今までどのようなことがなされてきたかという点については、いろいろとデータがございます。平成15、16年以降、さまざまな形で実施をしておりますけれども、例えば学校を使った図書室開放ということが小・中学校合わせて10校で実施されております。また、その他に、いわゆる地域の大人の方々が昔ながらの昔遊びを教えてくれる、そういうようなさまざまな遊びの広場を開いてくださるというようなものも、これはなかなか毎週というわけにはいきませんが、年間何回という形では実施をされているといったようなデータが出てまいりましたので、それは御紹介させていただきました。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

私から一つ要望ですが、今回、土曜日に授業を実施する場ですけれども、やはりPTA連合会等からも出ていた土曜日の保護者会実施ということがやりやすくなる方向になるのではないかと思うので、その辺も学校側に検討していただいて、それこそ保護者や地域住民に理解されるような教育問題をお話しできると思うので、その辺もお話をしていただけたらと思います。

教育指導課長 常々委員長からもそのようなお話を賜っているところでございます。ちょうどまだ次年度に向けた教育課程の取り決めとして最終的な前の段階でございますので、ぜひ次年度に向けて、今、委員長がおっしゃられたことを盛り込んでいただけるかどうか、再度

学校に発信をしてまいりたいと思います。

白井委員長 ほかに報告1について御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、報告2に移ります。

2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 この調査は具体的にどのような問題でどのようなデータを収集しようという、どういう趣旨なのかについて少し御説明いただけますか。

教育指導課長 従来からのものは国語と算数のみでございます。そして2通りございまして、1つはA問題として、知識を中心とした問題でございます。もう1つが活用に関する問題でございます。従って、計算を解かせる、あるいは国語として、知識として書いていくというものがA問題でございますが、B問題になりますと記述ということが大半になります。そして算数についても考え方を解かせていく、そしてその考え方の途中のものを答えさせるというようになっているものでございます。そして、それらについて観点を示す形で、従来は全国、そして各都道府県、そしてそこまでは公表ですが、あとはその一つ一つの学校のデータを全部返してくれますので、各学校に子どもたちのデータ、そして各学校、そしてそれを積み上げていけば私ども区市町村教育委員会にはそのデータが手に入るといったようなものでございます。

松尾委員 そうしますと、この調査の問題を活用することによって、例えばその学校の教育方針などについて検討を加えて、よりよい教育にかじを切っていくような、そういう使い方もできるという理解でよろしいでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。いずれにしても、どのような問題でも本当に活用の仕方によっては効果があると思いますけれども、この問題につきましても、各学校ともに単なる暗記ではない、まさに知識の活用を図るような授業を展開してきているはずではございますが、思ったよりもできていないとか、思った以上に子どもたちが頑張っているというように、まさに一人一人の子のデータが入ってきますので、この子がどういう実態なのかというのが把握できていたのであります。そういった点では、まさに先生方にとっては授業改善に、そして一人一人のお子さんにとってはお子さんの勉強の仕方についてのアドバイスを与えるという、そういうようなことが今まではできていたということでございます。

松尾委員 なかなかぴんとこないんですけども、そういう活用が可能な、そんな問題になっているという、国が工夫をしてそういう問題を出題してくれているという理解でよろしい

でしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。大変工夫された問題内容になってございます。

菊池委員 よく教育レベルを世界と比較するということがあると思います。最近、日本の学力が先進国に比べて低くなっているということはよく聞くわけでありますけれども、設問が世界標準というような、そのようなものがあるのですか。よく聞くのは、日本の学生は、子どもたちは、知識はある。知識レベルで言うと世界と比較してもそんなには落ちていないけれども、活用の仕方が低いんだというようなことを伺ったことがあるのですが、その辺について教えていただければと思います。

教育指導課長 世界標準があるかないかという御指摘でございますが、今現在、世界の中の学力調査と言われているものが2種類ございます。ただし、これは手上げ方式で実施をしておりますので、世界190カ国ある中で、参加している国は通例三、四十カ国ではございます。ですので、それをもって世界標準と言えるかどうかはわかりませんが、今、国際学力調査と呼ばれている調査の傾向を見ますと、御指摘いただきましたように、単に知識を問うようなものでは全くなくなっているなということは強く感じるところでございます。特にPISA調査の結果が2003年、2006年で出て、そして特に読解力が落ちたという指摘がございましたけれども、資料があり、あるいは読み物資料、文章題があり、それを通して何をあなたは考えますかということを記述させる、そのような問題が出題をされているという点については大きな流れであろうと思います。そして、それに当たって、当然日本の子どもたちもトップレベルのお子さんもいるわけですけれども、その中で指摘されたのが、長文になると読まない、つまり解かない、あきらめてしまうというようなタイプの子がいるということと、やはり思考して記述をするような、そういう問題をなかなか解いたことがないという中で、うまく答えられないという傾向が実際にあるということが当時結構言われたのは確かなところだと思っているところでございます。

菊池委員 今、日本の教育が将来の日本の国にとってすごく大事なときを迎えていると、日本が沈没しそうであるという中で、今、世界で成功している国々、例えばシンガポールとか、そういう小国でありながら頑張っているところ、そういうところとか比較できるような、そういう学力調査とか、そういう世界の標準といいますか、そういうのを見据えた学力調査ができれば、それなりに教育方針とか、また考えていく上で参考になるのかなと思ったので伺いました。

教育指導課長 御指摘のとおりだと思います。そして何よりも、また今おっしゃられたような観点を通しながら、日本のまさに日々小・中学校とともに単元が終わった後いろいろなテストを行っているわけでございますけれども、まさに日々の授業の内容、そしてそのテストが、今おっしゃられたような観点で変わっていかないと、多分子どもたちの学力には何も変わりがないと思いますので、私どもも微力ではございますけれども、今後とも世界の流れの求められている学力というものを注視しながら授業のあり方、そしてテストのあり方というものを研究し、各学校に指導していきたいと思います。ありがとうございます。

白井委員長 ほかに報告2について御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、報告3について御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員 小1問題・中1ギャップの問題、先生を増やせば解決するという、そういうたぐいの問題ではなくて、結局経験のある、こういう問題に理解のある先生方が、先生同士交流してノウハウを伝授していくというような、そういうことのほうがむしろ大切だと思います。来る先生がそういうベテランであればいいが、恐らくただ人数としての増強になりがちではないかと思っておりますけれども、加配はたくさん受け取ってもらって結構なんですけど、ぜひギャップ問題はそこで立ち直りのチャンスをつくらないと、2年、3年ずっと将来、社会に出ても尾を引く可能性がある問題なので、ぜひいい打開策をとっていただきたいと、要望があります。

教育指導課長 本当に御指摘のとおりだと思います。まず想定されるのは、この時期ですと、もう新採面接が入っているぐらいですので、3月末ということになりますと、人は増えますけれども、恐らく新規採用教員あるいは期限つきの方ということになろうと思います。そこに本当に過大な期待をしても、なかなかそれは難しいことであって、やはり小1問題・中1ギャップを解決するためには、やはりまずは1番には教員の指導力を高めていかないとどうしようもありませんし、そして何よりも幼・保と小との連携、そして小と中との連携を十分していきませんと、これはなかなか根の深い解決しない問題だと思います。これは幼・保・小・中の教員の連携をますます深めていく中でこれはぜひ解決していくように私ども全力で対応したいと思っております。

松尾委員 ただいまの羽原委員の御指摘とも関連いたしますけれども、今回の施策というのは、教員加配ということで、それは対症療法というか、症状を見てそれに対してこういう施策をしようという形のものだと思います。しかし、私はまずその原因をよく考えて、その原

因に直接対処するような、そんな施策のほうが望ましいのではないかとというように素朴に考えると、そうしますと、基本的には、幼稚園・保育園から小学校に入るときに、やはり大きく環境が変わるというところ。それから小学校から中学校も同様に変わる。小学校6年生ですと最上級生であったわけです。体も一番大きかったわけですがけれども、それが中学校に入ると最下級生に戻ってしまう。自分より体格の大きな上級生がたくさんいる。また、幾つかの小学校から、今までの友だちと分かれて、今度はほかの学校の子どもたちとクラスで机を並べるといことになるというような、そういった背景の中でいろいろな心理的な問題が発生してきているのではないかなと想像するわけです。ですから、そのあたりの事情をよく踏まえて、適切な対策をとっていくということが大切ではないかなと思いますので、この加配は加配としてしっかり活用した上で、なおかつギャップの解消に向けた取り組みをぜひ進めてほしいと思います。

教育指導課長 御指摘ありがとうございました。今年度、21年度においても、例えば小学校1年生のクラスでなかなか落ち着かない、これは年度当初だけではなく、2学期になっても、あるいは3学期においても落ち着かないということで、SOSが来た学級がございます。おっしゃるとおりで、その原因は一律ではないわけでありまして、なぜそうなっているのかという、その原因を的確に把握して、それをもとにした対応をしていくことが必要だと思しますので、またその加配の活用も含めて、その原因と対応について十分今後とも検討してまいりたいと思います。

白井委員長 私からお聞きしますが、今回の報告案件は小1問題・中1ギャップに関して教員加配が示されたという報告だと思っておりますが、これに対する事業計画案というのは今年度もやっていますし、また、4月以降も新宿区の教育委員会として方針というか、事業計画案みたいなものは出るわけです。教育指導課長にお聞きしたいのですが、小1問題とか、今検証したいというようなお話の中で、次年度以降の事業計画の中で、そういうものが示されるのでしょうか。

教育指導課長 これは実際にその数になったときに加配がつく、つかないというただの問題ですので、私どもとして、やはり小1問題・中1ギャップというのは本当に真摯に受けとめた継続的な対応が必要だと思っております。そういった点では、実は教育ビジョンの中でも書き込んであるところがございますけれども、やはり連携教育というものを重視してございます。そして連携教育の打開策として10名の連携推進員を設けまして、そしてその活用の仕方を連携推進校にさまざまな形で図っているところがございます。次年度に向けましては、

できましたら、何年間かの実績が積み上がってきましたので、どのような連携をしてきて効果があったのか、その発表会のようなものを実施するなどして、各学校への周知を図るなど、またぜひこれについての策を順次立てていきたいと考えているところでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

松尾委員 先ほどの話と逆になる部分があるかと思えますけれども、成長に伴って環境の変化に対応していくということも、また大切な成長の一過程であるという面もあるかと思えます。ですから、小1問題・中1ギャップというのは、それが後に大きな後遺症として残らないように、最大限の注意を払いつつも、しかし、新たな環境に合わせて変わっていくということも大切だと思えますので、そのあたりをしっかりと見据えた指導ができるようにぜひお願いしたいと思います。

教育指導課長 なかなか子ども大人ができることと、あとはやはり子どもの成長を待たなければいけない、成長を助けることしかできないことというのがあろうと思えます。特に小学校1年生につきましては、御家庭との連携をしながら、ある面で育てていくという作業が大きいかもしれませんけれども、小学校6年と中学校という点については、これはどこの学校でも純然たる違いが制度的にあるわけで、6年と中1ではなく、どこで切ろうとどこかではやはりギャップというものはあるわけでございます。それをどう乗り切るか、これはさまざまな手立てを講じつつ、乗り切る力をつけてもらわないといけないと思えます。

本区では、1例でございますけれども、各学校ごとに入学のさまざまな工夫したしおりをつくりつつ、5月から6月に女神湖で移動教室という、まさに入学後のオリエンテーションをする、そんなものを2泊3日で全校さまざまなプログラムをつくりながらやっているところでございまして、その中で子どもたちそれぞれの成長をねらうということもやっているところでございます。これは本当に一例でございますけれども、委員御指摘のような形でぜひ指導できるよう、各学校に対してはアドバイスをしていきたいと思えます。

菊池委員 私、この小1問題・中1ギャップの資料を読ませていただきまして、やはり一番重要なのは先生が多いということ、加配が非常に適切であるというのが、私がこのデータを読ませていただいた感想です。原因はいろいろあるのかもしれませんけれども、やはり急に環境が変わったときに、それにちゃんと対応していく力を子どもにいきなり求めるのは難しいことであって、それを指導していく先生の目が行き届くということがどうも重要であるということがこのデータではっきりしていると思えます。先生方の御意見も、この小1問題を予防するには何が一番重要かと担任の先生方に聞くと、「学級担任の補助となる指導員等の

配置」、これが最も多いです。これが現場の声だろうと思います。この後に、統廃合の問題にも出てくるPTAの方たちのコメントを見ていまして、要するに少人数学級では小1問題が起きないということが書かれていますし、要するに先生の目が届くということが、この小1問題を最も解くキーワードなのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

教育指導課長 もちろん人というのはとても重要だと思います。人の活用の仕方ですが、先ほども他の委員の御質問の中でお答えいたしましたけれども、実際に混乱しているクラスの原因を見ますとさまざまございました。例えば、ある学級が落ち着かなかった、それをいろいろと調べてみますと、クラスの中に複数、いわゆる発達障害ぎみのお子さんがいらっしゃるということでございまして、そのクラスの場合には、今、委員の御指摘のような、クラスを分けるというよりも、その子に人がつくということが重要であるというような、いわゆるTTが効果があるといったようなこともございました。しかしながら、あるクラスにおきましては、教員の指導力にちょっと問題があると思われるクラスで混乱が続いているところもございました。そういうところは、これはとても残念な話ですけれども、指導力の関係で学級を小さくしたほうが、効果があるだろうと思われるところもございまして、そういった点では先ほどの松尾委員御指摘のような、その原因が何かによって、その加配をどういう形で使うのが効果が生まれるのか、その辺を十分判断して、小さくしたほうがよいという場合には、もちろんそれができるといように今回なりました。ぜひそれで使わせていただきたいと思っておりますし、小さくするのではなく、TTという形のほうが効果があるという場合にはそういう形で使わせていただきたいというように思っているところでございます。

菊池委員 ありがとうございます。

いろいろな原因があるにしろ、そこはすごく大事ななと思いたしましたので。

白井委員長 報告3についてはよろしいでしょうか。

それでは次に、報告4から10までについて一括して説明を受け、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 では、報告4と5について続けて御報告いたします。「報告4 学校事務効率化の検討結果について」でございます。

1ページをおめくりいただきまして、この件については平成20年6月、事務局内に事務効率化検討チームを設置し、20年度には主にヒアリングとアンケート調査を実施し、その結果に基づきまして21年度に具体的な改善策を検討してきたものでございます。今回この検討結果がまとまりましたので御報告するものです。

1 ページでございますが、まずここは目次と資料編ということで記載してございます。こちらは、報告書は の学校事務効率化検討会設置の趣旨及び検討の進め方から、 の改善策等まで、別紙資料も7本ほどつけてございます。また、20年度に行った教員へのヒアリングの結果や学校現場における事務処理の負担軽減に関するアンケートの実施結果などを資料編としてつけているものでございます。

次に、2 ページでございますが、こちらは学校事務効率化検討会の趣旨と検討の進め方をまとめてございます。背景としましては、教員が事務処理に追われ、児童・生徒と向き合える時間が不足していると、その当時、国・都からのそういった報告がございまして、そういったことを受けて、また学校現場の負担軽減のための取り組みといった通知なども受けまして検討しようということになったものでございます。またあわせて、監査委員からの不適切な事務処理の指摘もありましたことから、事務効率化という観点からやろうということになりまして、検討の進め方は記載のとおり、学校の意見を把握し、事務処理の実態を把握し、改善できる内容を精査していこうというような進め方をしてきたものです。

3 ページでございますが、こちらは記載のとおり大きく6項目の検討事項に分類しております。さまざまな意見がヒアリングやアンケートで挙がっておりましたが、その中で共通しているものを抜き出して検討したものでございます。

次に、4 ページから13ページまででございますが、こちらはそれぞれの項目ごとに検討した結果をアンケートの結果及び主な意見、また(2)で検討・改善の方向、また(3)で検討結果・改善内容という形で、シートの形で整理してございます。この中から幾つか簡単に御紹介していきたいと思っております。

4 ページをご覧いただきたいと思いますが、この4ページの(3)の検討結果改善内容のところでございます。その 、 のところに、例えば「別紙資料1、P23参照」とあります。こちらは23ページをお開きいただきますと、別紙資料1がございまして、区立学校を通した保護者へのリーフレット等の配布依頼やアンケート等の依頼については、こんなルールでやろうというようなことでルールを整理してございます。例えば、学校を通じて保護者、児童・生徒へリーフレット、パンフレット等を配布依頼する場合は、学年ごとにクラス数、そして予備を加えて依頼してくださいとか、そういった細かな内容が資料にまとめられてございます。

戻りまして、5 ページでございます。事務省力化のため、廃止・見直しを行う事務処理ということでございますが、ここでは出張を伴う会議については、なるべく定例的に開催して

いる会議をこれまで以上に活用して、各種委員会や連絡会の開催方法と回数等を工夫するというようにしているところでございます。

次に、6ページでございます。電子化による負担軽減の事務についてですが、電子データが各種名簿、通知表、指導要録などで活用でき、省力化が図れます。その詳細な内容については、27ページの学校イントラネットシステムの機能により軽減可能な事務処理内容が記載してございますので、ここを見ますとスケジュールの管理調整から、裏面の学校ホームページの管理まで、可能な内容を書き出しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

戻りまして、7ページでございます。学校独自の事務処理の見直しです。周年行事は原則5年のつく年は行わないとしておりますが、学校が教育的配慮により校長裁量で実施も可能とする。そのほか学校では校長が亡くなられたとき、叙勲等という功績調書を提出する事務がございますが、そういったときの事務処理の簡素化を図るために、みずからの履歴を学校に保管しておくというようなことは、今は小学校長会を中心に退職校長会に働きかけているということでございます。

次に、8ページの教育委員会事務局が実施している事務の見直しですけれども、これはからまで、問題の提起がございました。そして、それぞれ所管で検討してきたわけですが、 、 、 はいずれも改善が困難なので、あるいはデータ共有とすることとございまして、 の学校施設開放の利用方法については、現在、生涯学習財団、いずれは未来創造財団となりますが、生涯学習コミュニティ課と教育委員会事務局、学校副校長代表と定期的に連絡会を設けていくということにしまして、合意しているところでございます。

9ページでございますが、調査・統計処理についてです。調査アンケート項目の精査、データの共有化、 学校あてに提供が必要な情報を精選するとしております。

10ページの事務局内の連携、学校との連絡調整方法ですが、こちらも検討結果では 学校あて通知方法、通知先のルール化。この通知先のルール化というのは、学校の庶務担当ということで、事務のところに文書を送る場合とそれから学校長や副校長あてに直接文書が送られる場合とそれぞれがまちまちになっていたようなケースがございまして、学校の中の情報共有化がうまくいかなかったという声もありましたので、原則庶務担当に通知をする。緊急で学校長あてに送るような場合には、再度庶務担当あてに送る、ないしはそういった案内をするというような細かなルールを決めております。また、学校あてに提供が必要な情報については精選するというところでございまして、極力電子データで送付するといったことにして

おります。

次に、11ページのISOに関する事務ですが、この事項に関する負担の意見がかなり多かったという関係から、今年度から事務担当者が工夫しまして、記載のとおり学校で作成する資料の負担を軽減しているところです。これについては、また今後も学校からいろいろな御意見を伺いながら、負担軽減できる方策を検討していきたいと思っていますところです。

次に、12ページですが、区の主催の研修についてです。研修の日程の周知、研修報告の簡素化、夏季集中研修の代替などはもう既に実施しているところでございます。また、研修内容の検討を行い、ニーズに応じたものとしていくとしております。

次に、13ページの私費会計についてですが、教材費会計、給食費会計の事務が負担という意見が上がっておりましたが、検討の結果、教材費会計は小学校では金額が大きくないということから現在のとおり、また、中学校においては区事務が配置されており、区事務も一部手伝っているということもございまして現在どおりとするということで、小学校の給食費が返金する場合には割り返しが非常に困難だという声が上がりにまして、現在、総額方式ですが、それを単価方式に改めるということにいたしました。

次に、14ページの学校事務の適正化でございます。こちらは監査委員からの指摘がいろいろございまして、それに伴ういろいろな改善を行っているものですが、それについて記載してあるものです。また、下段のほうの3事務処理適正化の継続的支援ということで、事務局による事務処理の点検につきましては、今、管理係で点検チェックを行うという体制をとっております。

そのほか、15ページではマニュアルを作成するなど、またその他、過去にも学校における適正な事務処理に資する通知を適宜行っているといったことでまとめているところです。

次に、16ページですが、人的措置の検討というところでございます。ここの中ではヒアリングやアンケートから副校長の事務補佐を求める意見が多く出されておりました。そういった関係もありまして、21年度に試験的に区費の事務職再雇用職員を2カ所の小学校に配置いたしましたして、その事務執行状況を確認させていただき、その結果をヒアリングいたしました。その内容が39ページに記載してございます。これも後ほどご覧いただきたいのですが、有効だという結果が出ているということもございまして、人事当局に配置のための人員を要望していくというようにまとめてございまして、29の小学校すべての配置は経費などの面からかなり困難だと想定されることもございまして、配置枠が確保された数によりまして、各学校の実情を踏まえつつ配置していくとしていただいております。

次に、17ページから21ページまでにつきましては、教員の皆さんに対して今回アンケートやヒアリングなども行ったことから、どういった事務改善ができるのか、期待されているといったこともありましたので、教員のアンケートの主な意見に対する検討・改善結果がこのようになったということで、一覧表にまとめまして見やすく処理したものでございます。

次に、飛ばしまして29ページから42ページについては、先ほど申し上げたとおり、改善策に関連する別紙資料でございます。こちらは細かな内容をこのようなもので提起しているということでございます。

そして、43ページから91ページまでですが、こちらは20年度実施の教員へのヒアリング及びアンケートの結果の資料でございます。最終ページは検討会メンバーということでございまして、このような形でまとめた結果、問題はこれをどう実際に実施に結びつけていくかという話かと思っております。私どもで改善できる点につきましては、今、各課に、例えば学校に関するデータの共有化や調査項目の回答の負担軽減などにつきましては、公開フォルダーにまとめるために、その一覧データを今取りまとめ中でございます。また、教材費会計などにつきましては、小学校の事務職員会で今Q & Aを作成しているところでございます。また、配布物のルール化などにつきましては、4月以降、庶務担課長会で各行政の所管部に連絡通知を徹底するというようなことを今考えているところでございます。

事務効率化については以上です。

次でございます。「報告5 新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプランについて」御報告いたします。

1ページをご覧ください。本計画につきましては、次世代育成支援対策推進法がございまして、それを受けまして、新宿区も一つの事業主としての立場から、国が定める行動指針に即しまして特定事業主行動計画を定める必要があったため、平成17年3月に17年度から21年度の5年間、前期としておりますが、それを定めました。今回、その前期計画を到達度も含めて見直しをいたしまして、22年度から26年度までの行動計画を策定したものでございます。

なお、ここに「特定事業主（各任命権者）」とございます。したがって、新宿区長のみならず、ここに記載のそれぞれが任命者となるため、それぞれの行政委員会所管で決定を受けるといった形になっているものでございます。

次に、この検討の進め方でございます。2ページでございますが、こちらには、アクションプラン策定の目的、策定に当たった課題やアクションプランの期間と推進体制、こういったものが記載されております。

そして、前期計画の数値目標をこれについては検証いたしまして、職員アンケートを実施し、子育て中の職員へのヒアリングなどにより、職員の役割分担の意識や実態等を把握するとともに、後期計画への要望や意見を聴取して、アクションプランをまとめたという経過がございます。こちらは1ページの下段にその詳細が記載してございます。

なお、この最終報告のまとめに際しましては、事前に教育委員の皆様からいただいた意見なども事務局にお伝えしているところでございます。

以下、新たに実施、変更となった内容についてかいつまんで御説明いたします。

5ページをお開きください。「重点的取組」ということで、「1 男性職員の子育て向上プロジェクト」ということで、(1)男性職員の育児休暇を導入し、休暇取得を促進するとあります。男性職員には出産支援休暇が3日ありましたが、それだけでは子育ての楽しさや喜びを体験できるほどではないといったことから、育児休暇を5日間新たに設けるものとしたものです。また、出産支援休暇3日との連続取得や日・時間の分割取得も可能としまして、休暇を取得しやすくしております。両休暇とも数値目標としては100%を目指しているところです。

次に、7ページでございますが、(2)男性職員の育児休業再取得拡大ということですが、通常、育児休業は特別な事情がある場合を除いて1回の取得とする制度ですが、男性職員が配偶者の出産8週間以内に育児休業を取得した場合は、特に特別な事情がなくても取得できるようにしたということですが、男性の部分休業も含む育児休業の取得率の目標は、これも前期と同様30%としているところでございます。

次に、9ページをご覧ください。(3)男性職員の育児休業取得者等の体験懇談会の実施です。平成20年度末で目標値30%に対して3.8%の取得率と、相当隔たりがあるといったことから、育児休業等取得経験者との懇談会あるいは区長との懇談会を実施していき、その体験談をもとに活用していただくことを支援していこうということでございます。

次に、11ページをご覧ください。2の両立支援制度の拡充とスムーズな運用でございますが、その(1)の子どもの看護休暇の拡充です。1人につき年間5日間、2人以上の場合は6日間ございましたが、2人以上の場合は10日間まで取得できることとし、さらに予防接種など疾病の予防を図るための世話についても利用できるということにしたものです。

次に、12ページの(2)の専業主婦(夫も含む)除外規定の廃止ですが、これについては、これまで配偶者が常態として専業主婦(夫)の場合については、育児休業を取得できないこととされていましたが、今回、育児休業法及び地方公務員育休法の改正に伴い、このような

場合でも職員が必要に応じて育児休業を取得できるようになるものです。なお、これについては、今、国会審議中ということで、平成22年6月30日以降となるということの予定でございます。

次に、14ページでございます。(4)の両立支援対象者の所属での適切な把握と勤奨ということで、今まではそれぞれ職員任せというようなことでしたが、今回、両立支援対象者のそれぞれの所属で適切な把握をし、そして勤奨できるように出産、子育て等の職員に「My次世代育児プラン」を提出させまして、所属長とのコミュニケーションツールとして活用して支援をしていくというものでございます。

また、所属長等の管理職員を両立支援コーディネーターと位置づけ、両立支援のために適切な環境を整備させていくということでございます。適切な環境とは、例えば休暇取得をしやすい職場風土の醸成や臨時職員等の確保、職務の役割分担の変更などが想定されているものでございます。

次に、16ページでございます。本計画及び両立支援制度の周知徹底というところでございますが、(1)パンフレットやチェックシートなどを作成し、配布するということにいたしまして、これらを活用しながらそれぞれの計画を立てていただくということでございます。

18ページ以降では、ワークライフバランスへの職員や職場の意識改革を働きかける取り組みを記載してございます。

また最後に、23ページでは、子育てバリアフリーについての促進をするということで、区有施設の子育てバリアフリーマップを作成したり、子育てに関連する地域活動への参加を積極的に取り組んでいきたいと思いますといった呼びかけをしたりといったことでまとめてございます。

以上でございます。

学校運営課長 それでは、「報告6 平成22年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて」御報告をいたします。

平成22年度の中学校における新入学者の補欠繰上げにつきましては、学校選択制度で抽選になった牛込第一中学校におきまして、子どもたちの進路等がほぼ確定いたしましたので、2月19日に補欠登録者の繰上げを行ったものでございます。牛込第一小学校につきましては、定員は3学級の120名ですが、受け入れの上限数につきましては、年度途中でのクラス分けを防止するといった観点から、過去のデータ等から今後の転入者等の増減を推計いたしまして、115名と設定をしたものでございます。

繰上げの状況についてですが、昨年11月の抽選時での補欠登録者は23名、その後、抽選後に転入者で牛込第一中学校を選択した者が2名いらっしゃいまして、合計25名が補欠登録となっておりますが、またその後、選択を取り消した方が1名、国・私立に進学された方が10名出たため、2月19日の時点での補欠登録者は14名となっております。同時期の入学予定者数が、記載がありますように、101名でございましたので、補欠登録者14名全員が繰上げとなったものでございます。この結果につきましては、2月19日同日付で各保護者に通知を発送しております。これをもちまして中学校の選択制度の補欠登録についてはすべて終了ということになったものでございます。

なお、補欠繰上げ後の対応についてでございますが、(4)にございますように、上限人数まで繰上げを行っていることから、指定校変更等につきましては、今後の国・私立への合格あるいは通学区内の転出入の動向により慎重に判断していきたいと、このように考えているものでございます。

報告は以上です。

副参事(学校適正配置担当) 「報告7 牛込地区学校適正配置について」報告いたします。

はじめに津久戸小学校と江戸川小学校の統合協議会設置に関する意見交換会の要旨でございます。こちらは2月24日に笹笠町特別出張所で行ったものでございます。出席者はご覧のとおりでございます。

意見交換会の内容でございますが、「統合協議会の運営方法について」というテーマで、具体的には構成員、決定方法、外部からの意見聴取方法についてご意見を伺いました。

当日は、意見交換会の傍聴希望者が3名来られましたが、会の開催に当たりましては、傍聴者の参加を想定していなかったこと、また、学校関係者の代表者の方たちに傍聴について事前にお伝えしていなかったということで、当日の議題に入る前に傍聴者の参加についてご意見をお伺いいたしました。結果といたしましては、下から5行目にありますように、「本日の会議については傍聴者を入れないが、出された意見については事務局でまとめて後日お知らせする。」また、次回以降の会議については傍聴を可とするということで、来られた3名の傍聴者には事情を説明し、了解を得たうえでお帰りいただきました。

この意見交換会では、開催通知をお出しする際に、今までの説明会に出された、これらの協議会の運営方法についてのご意見を資料としてお配りいたしました。当日は、2月5日の教育委員会の協議会で協議された内容をご紹介いたしまして、それぞれの代表からご意見を伺ったものでございます。

構成員につきましては、この前提となるのが、それぞれ学校で行った説明会及び地域説明会で添付した資料でございますように、統合協議会の要綱の素案に参加者名簿がございます。この名簿を基本にして、準備会というものを考えておりましたが、事前の説明会の中で学校長推薦については多く反対意見がございました。従って、まず代表者の方から、構成員の範囲についてご意見をいただき、まとまった段階でより多くの方に出席していただいて準備会を立ち上げられるよに進めていきたいと考えまして、意見交換会という形にしたものでございます。具体的には学校長推薦ではなく、PTA推薦にすべきとか、構成員につきましては、多くのご意見がありました。

それから、決定方法につきましては、この要綱素案の中にございませんでしたので、このことについてもご意見がありました。

それから、外部意見の聴取方法につきましても、数々のご意見がありました。

そして、学校関係者及び地域代表者が今後この統合協議会を運営するに当たって、納得できるような形で決めていく方向で調整を行いまして、また次回の教育委員会の中では要綱案として、運営方法を作成できればと考えております。

次に、牛込B地区の学校適正配置アンケート結果についてございますが、こちらは2月15日から19日の間に牛込B地区、天神小学校と富久小学校でアンケートを実施した結果でございます。アンケート実施に当たりましては、両校のPTA会長と事前に相談をいたしました。

天神小学校につきましては、PTAが主体となってアンケートを行うということでございました。富久小学校につきましては、PTAが主体となってアンケートを行うことは困難であるということから、同じ内容で教育委員会が実施をするという形になりました。結果はご覧のとおりでございます。天神小学校につきましては「統合はやむをえない」という方が38名、「統合はすべきでない」という方が31名、白票が1名、未提出9名でした。

このアンケート実施に当たりまして、未提出の場合は教育委員会一任という項目を入れてあったために、この数を入れますと47名ということで、過半数が39名ですから、合計しますと過半数以上の方が「統合はやむをえない」といえることが言えます。この結果により統合協議会の立ち上げについては同意するとの回答をPTA会長からいただいております。

富久小学校につきましては、「統合はやむをえない」という方が23名、「すべきでない」という方が36名、白票が1、未提出の方が14名ということでございました。こちらと同じ様式でアンケートを行いましたので、未提出が教育委員会一任ということで足しますと37名ということで、ちょうど過半数ということになりました。しかし、PTAの役員の方からご意

見があり、「未提出の中にはお子さんが保護者に出さなくて返事を出さなかった場合もある。」とのご意見をいただきました。事務局といたしましては、この結果で統合協議会を立ち上げるということだけでなく、反対の方が多いため、そのご意見をもとに改善できることを改善していくということで進めていきたいと考えております。富久小学校の結果につきましては、近々PTAの運営委員会がありますので、そちらで報告をさせていただこうと考えております。

報告は以上でございます。

中央図書館長 それでは、「報告8 新宿区立図書館3館の指定管理者による管理開始説明会開催及び臨時開館・休館について」御報告申し上げます。

平成22年度から四谷・角筈・大久保図書館につきましては、管理運営を指定管理者が行います。このことによる開館時間の拡大や利用者サービスの内容につきまして、地域住民や利用者の方々を対象とした説明会を開催するというものでございます。

1番に記載しましたように、3月27日の土曜日と28日の日曜日にそれぞれの施設におきまして説明会を開催いたします。

2番目は、臨時開館・休館日についてでございますが、4月1日からそれぞれの指定管理者が各図書館を運営するわけでございますので、前日の31日に区の職員との引き継ぎを行います関係で、31日を臨時休館させていただくものでございます。なお、31日を臨時休館させていただくかわりに、通常休館日であります29日の月曜日、これを臨時開館するというものでございます。

以上で報告を終わります。

教育政策課長 次に、「報告9 新宿区特別児童『アトム』の区立小学校入学等について」御報告します。

今、アトムについては新宿未来特使に任命されておまして、新宿区の特別児童として受け入れ、新宿区の児童とともに学ぶ機会を提供していくことについて報告するものでございます。

経緯についてですが、平成22年2月、株式会社手塚プロダクションから企業の社会的責任事業ということで、こういった企画が提案されたものです。

企画の概要ですが、内容としましては、2003年生まれということなので、本年の4月7日に7歳になるアトムが特別児童として区立小学校に入学し、年間を通じて新宿区の子どもたちと一緒に学び、楽しんでいくというものです。アトムの登校に合わせて環境問題をテーマ

とする特別授業を実施するといったものです。具体的な活動はここに記載のとおり、まず入学式としては、このプロダクションがある学区が戸塚第三小でございますので、戸塚第三小学校の入学式に出席し、特別授業の内容は地球環境問題をテーマに行うということでございます。また、学校行事への参加もあわせて行うということです。経費についてですが、登校先の小学校には負担はさせず、企業から協賛金をいただいて、それで運用していくというものです。

教育委員会としましては、子どもたちが夢を持ち、環境問題を考えるいい機会となることから、この企画を受け入れることといたしまして、特別授業のカリキュラムについては事前に教育委員会事務局と調整しながらやっていこうということで決めたいと思っております。

今後の日程ですが、4月6日に戸塚第三小学校で入学式が行われますので、一般児童の新1年生の入学式が終了した後に任命式を特別に行うということでございます。7月以降、必要があれば各学校で特別授業を開始していくという内容でございます。

以上です。

教育指導課長 報告10でございます。「平成21年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について」、本日、中間報告をさせていただきたいと思っております。この調査は平成21年11月30日から12月10日に実施いたしまして、対象は従来と同じ小学校4年生と6年生、中学校2年生の児童・生徒さん、そしてその保護者と全教員、全学校評議員の皆さんでございます。回収率は今回89.1%ございました。まずお手元の資料でございますけれども、このレジユメのとおり、1ページ、2ページが児童・生徒さん、そして3、4ページが保護者、5ページから7ページが教員、8ページが評議員となっております。

今回調査した中で、本日は「ふだんの授業について」と「確かな学力推進について」、そして保護者の「子どもに対するしつけや教育について」の3項目について、本年度の結果と昨年度の結果を比較した形でグラフであらわしてございます。

なお、今回は調査した結果の抜粋であるために、資料の番号が途中飛んでいるものもございますけれども、全資料につきましては5月にお手元にお届けさせていただきたいと思っております。

それでは、資料をもとに一つ、二つだけ御説明申し上げたいと思っております。

「ふだんの授業について」でございます。資料の1ページをおめくりいただきたいと思っております。1ページ目の左上の に「先生が授業を工夫してくれていて、わかりやすいか」という問いがございます。小学生で8割以上、中学生で7割以上が「とても当てはまる」、「ま

あ当てはまる」、つまり授業がわかりやすいと回答しており、おおむね昨年度と同程度の割合となっております。

続きまして、3ページ目をご覧くださいと思います。3ページ目の左上の をご覧いただきますと、保護者について同じ質問がございますが、中学生は昨年度と同程度の割合となっておりますけれども、小学校では若干肯定的な割合が低くなっております。しかしながら、この下の や のグラフをご覧くださいますと、「授業中、子どもに声をかけて丁寧に教えてくれるか」や「子どもたちは授業を楽しく受けているか」という設問では、昨年度より肯定的な割合も高くなっているところでございます。これにつきましては、今後、学校、保護者等にも聞き取りをするなどして、どうしてこういうデータになったか、考えていく必要があると思います。

続きまして、最後の8ページ目をご覧くださいと思います。学校評議員のデータがございます。ここの左上の をご覧いただきますと、同じデータでございますが、小・中学校ともに学校の授業について肯定的な回答をした割合が高くなっております。全体を通しますと、おおむね昨年度と同程度でございますけれども、授業がわかりやすいということにつきましては、肯定的な意見が多かったように思います。

続きまして、もう1つ、「確かな学力推進」についてデータを紹介したいと思います。「確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなったか」という設問の結果をご覧くださいと思います。昨年度の調査結果に比べまして、この回答している割合がすべて各学年ともに調査対象者については高くなっております。このことから、確かな学力推進員の授業の改善が一定程度図られ、授業力の向上がされているのではないかとということがおもんばかれるわけでございます。この2ページの左下の児童・生徒は「確かな学力推進員が授業に入ることで、自分のペースに合った勉強ができるようになった」と回答している割合でございますけれども、小・中学校ともに向上してございます。

続きまして、7ページ目をご覧くださいと思います。今度は教員でございますけれども、「確かな学力推進員が入ったことで、よりきめ細やかな指導が可能になったか」という設問がございます。これにつきましても、小・中学校で肯定的な回答が高まっております。このことから、客観的に見て、確かな学力推進員の活用で、個に応じた指導が充実してきているのではないかと考えられます。

なお、このデータでございますが、実は平成18年度から継続してデータをとっておりまして、18年度のところが総合して60.6%、19年度が64.6%、昨年の5月にお示ししたときには

若干下がって、60.0%と下がりましたが、今回73.0%と上がってございます。これは上がったということについてはとてもうれしいことではございますが、何で急激に上がったのか、これまたこの理由につきましては学校への聞き取りなどをして十分分析をする必要があるのではないかと考えてございます。ぜひこれは今後の確かな学力推進員の活用方法を探る手がかりになるのではないかと考えているところでございます。

本当に一部でございますけれども、中間報告をさせていただきました。各学校に対しましては、既に学校ごとのこれらのデータを区全体のデータとともに送ってありまして、次年度の教育課程の編成に生かしていただいているところでございます。

また、委員の皆様や区民の皆様には今後、5月を目途に、リーフレットを御提供させていただき、また今申し上げたように各学校等への聞き取りをして、何でそういうデータになったのか、そこら辺のことも分析をして、またまとめて御提供申し上げたいと思います。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

それでは、報告4について、御意見・御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 電子化によって負担を軽減しようという部分があったかと思いますが、一般的に言って電子化によって軽減される部分とやはり手書きのほうが効率的な部分とあるかと思いますが、一律に電子化するというよりも、ものによって考えて、なるべくやりやすいやり方でやるのがいいと思います。しかし、それを仕分けして、これは手書き、これは電子というのは、一々やるのも無理だと思いますが、そのあたりうまくやっていたらなというのが感想です。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 松尾委員御指摘のように、今回、学びのとびらとか、校務支援システムを入れましたが、学校の実態がまちまちだと思います。教員の数も学校によって全然違いますので、「せいの」で、もう今日から使ってくださいというような運用をするのではなくて、その学校の実態に合ったような形で、だんだんに便利だというように実感できる機能から使っていくというような形で進めさせていただいております。ただし、通知表であるとか、そういった部分については、非常に効果が出る部分ですので、細かくICT支援員などを通じて、こうやっていけば便利ですということを広く学校に周知していくような形で進めているところです。

羽原委員 私の意見は、10項目ぐらい先にメールで送りましたので、特に申しませんが、結局これは先生が教育現場になるべく踏みとどまれるようにという趣旨でありますから、これ

がこの文章どおりにいくかどうかという担保はないわけです。このとおりできなくてもいいけれども、幾つかのサンプル校、小・中学校、小規模・大規模、幾つかの学校で1年後にどういう結果になったかということをごぜひ調べていただきたい。ここにも先生が各校を回るというようなことが書いてありますが、それはそれでいいですが、全体として作業量は減ったけれども、子どもたちとの触れ合いも不十分というのでは全く意味がないので、ぜひ1年ぐらいたったのトレースをしていただきたいと要望したい。

教育政策課長 実際には確かに検討して、検討をまとめただけで、それで終了ということではなく、これが実際に現場で実現されて、そしてそれが確実に事務の軽減になったということが実感されることが何よりも大事であるとは思っておりますが、事務だけではなく、そのほか教育活動における多忙さも多分あるんだろうとは思っております。従って、ここに記載されている改善だけで必ずしもそういった効果が出るかということ、非常に難しい点もあるかとは思いますが、実証を確認していくという意味では、御提案のことは非常に重要なこととは思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

熊谷委員 大変立派な調査だと思いますけれども、はっきりわかるのは、副校長にサポーターというか、補佐をつけることは非常に効果があると、それが必要だということがこれだけはっきり出てきた結果なんですから、それと同時に事務省力化のために会議を見直したり、あるいは電子化したり、そうすることによって特別に人材を配置しなくても、今の事務処理を非常に省力化することによって、1人なり、あるいは0.5人なり、場合によっては2人なり、それは学校の規模にもよるでしょうけれども、そういう人をいわゆる副校長のサポーターに回せるような、そういうことを検討しないと私は全く意味がないと思います。

どこの部署でもいろいろ省力化することは皆さんやっていて、努力はされているんですけども、結局そういう調査で終わっているのがほとんどですし、それで現状のガス抜きをしても何の意味がないので、もう明らかに副校長のいろいろな学校業務というか、雑務が大変だということは、これは現場からでも、あるいはいろいろなアンケートからでも言われているので、それに対する対処としては、せっかくこれだけしたんですから、この結果、うまく内部で処理できるのだったらその方法を考えるべきだし、やはり無理だということになれば積極的に人材の配置を来年度以降予算なり何なりで手当てをしていかないと、私は多分新宿区の学校は将来が真っ暗になるのではないかと、できることをしないといけないのではないかと思っております。先ほどの土曜日の授業などにもすべてかかってくるので、学校自体をどういう形で運営していくか、その一番重要なポイントは副校長の作業量をいかに軽減す

るかということだと私は思っているものですから、それにぜひつなげていただきたいと思います。

教育政策課長 確かに副校長がいわゆる学校では雑用係のようになっていて、十分な教育活動が行えないというようなこともあってか、そのほかの理由もあってか、わかりませんが、実際には昇任を希望する教員がなかなか定数に満たないというような実態もあると聞いております。そういう中で、副校長が本当に教育活動に意義を持って、本当に自らの職務に対して誇りが持てるようなやり方でないとやはりまずいというようには思っております。

従って、スタッフのところですが、試験的にやったことにつきましては、人事当局にも伝えてありますし、来年度についても枠を増やしていただけるよう何とか今交渉中ではございます。そのほかにも、今の時代に合わせて都の事務職員にももう少し全体的な観点から学校の運営にサポートできないかといったことで、新年度に入りましたら、事務職員の職務のあり方についての検討会を設ける予定でおります。そういったところでそれぞれが分担し合いながらそれぞれの持っている重荷を少しずつ分かち合うような、そういった風土づくりもあわせてできればというようなことで考えております。

菊池委員 今おっしゃるとおり、副校長の秘書みたいな方を、事務でもいいですけども、つけていただくのも必須項目だろうと思います。

それから、もう一つ、その先をちょっと言わせていただければ、やはりインセンティブといいますが、昇進したいというためのやはり給料ですよね。これが余り変わらないというのを聞いていますので、やはり名誉だけではなく、実質を伴うべきだと思います。やはり一般教員との差別化を給与面でもしていただくべきではないかと思っています。

教育政策課長 確かにそれは管理職になると、副校長、校長はそれぞれ非常に住民等の対応も含めまして、多忙だけではなくて、いわゆる複雑な業務を受け持つことがあるかとは思っております。そういった意味で、ストレスもたまりやすいという部分もございまして、おっしゃるとおり、そういった配慮がされるのが私も一番望ましいとは思いますが、東京都の教育庁がその給与表を決めておりますので、教育庁を通じてそういった意見もあるということをごひお伝えしていきたいと思っております。

白井委員長 給与面は別としても、今回、余丁町、早稲田で試験的にやった結果として、やはり事務を分担してくれる秘書的な人を配置するというのはかなり効果があるということだと思うので、その辺のところは区としてできるのではないかと、教育行政としてちょっと検討していったらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長 給与という話がありましたが、給与はなかなか難しい部分があります。その前にやれることがたくさんあると思います。今回報告が出てきましたが、2年かけて現場の意見もきちんと聞いて、これだけの報告にまとめたわけですから、具体的に取り組んで、ここは変わったというものをやはり見せていってほしい。そして新宿区がこういった形で学校の大変さを軽減するための取り組みを進めていくということが、今、全国的にもこれは非常に大きな共通のテーマになっていて関心も集まっていますから、なかなか大変な部分もありますが、モデルとして取り上げられていけばいいことだとは思いますが。

熊谷委員 全都の教員が新宿区の副校長ならなるという、そういう形をとればいいと思います。

教育長 そうですね。そのための先行投資だと思います。

熊谷委員 ほかの副校長はやりたくないけれども、新宿区の副校長なら喜んで行きますと。それで力をつけたら校長にもなれますと、だからそういうインセンティブを本当におっしゃるようにあげないといけない。大したことはないと思いますので。

教育長 大したことがないかどうかは別ですけども、でもできることはやっていかないと、変わりませんからね。

熊谷委員 そのとおりで、私はそれを主張したり、実現するのが教育委員会の役割だと思いますので、せっかくこれだけまとめたのですから、教育長ひとつよろしくお願いします。

教育長 この報告書をぜひ生かす方向で頑張っていかなければならないと考えています。

白井委員長 よろしいでしょうか。

それでは次に、報告5に移りたいと思います。これについて御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 これも事前に意思表示しましたが、改善されていないので一言申し上げたい。僕はこのアクションプラン自体は非常にいいことだと思います。別に子育ての意味だけではなくても、非常に重要な意味を持っていると思います。ただし、これは公務員のプランです。先行的なことをやる、モデル的なことをやる、これは非常にいい。当然これぐらいのことはやってもいいと僕は思っている。ただし、外から見ると、東京都はまだいいけれども、地方に行くと、労働時間を含めて公務員と民間格差が非常に大きいわけです。それからすると、公務員であるという立場の処遇ということからすると、対外的な目というものをもう少しどこか、抽象的でもいいけれども、工夫ある表現を入れるとか、そういう視点を持つとかが必要だと思う。内部的文書で、外から見ていると、もうちょっと公務員としての言い回しがあ

るのではないかとの思いです。例えば、二、三日でぜひやってもらいたいということが区に対してあるとする。そうすると、その人がいなければ代替できないような業務も多々あるわけです。そうすると、その人が休暇を取ると、それは産休みたいな長期のときはいいですけども、男性が例えば短期継続的に休むということになると、その人が出てくるまでちょっと待ってくれというようなことはあり得てはいけないと思うわけです。その意味で、トータルなものはいいいけれども、外から見た目に耐え得ることになっているのかなと、それが僕としては少し引かかるのです。決してもっと働けと言っているわけではなくて、目の向け方というのは重要ではないかなと思います。

教育政策課長 確かに羽原委員がおっしゃるとおり、そういった公務員と民間との格差の中で、公務員は取りやすいのではないかというような、そういった印象を与えるということは非常にまずい問題があるかと思いますが、ただ、この特定事業主というのはそれぞれの事業主ごとができるだけのことをやるということでございまして、実際に男性職員は育児休業については目標を30%と言いつつ、実際には3.8%でございますので、ほとんど取れていないに近い状態だと思っております。それは先ほどおっしゃったとおり、長期間にかけて男性職員が職務分担しているものをほかのところに割り振ることがなかなか難しいような場合もありますし、逆に女性の職員は100%取っているという実態はございますので、その辺の役割分担の意識もまだまだ底流にはあるのかなというところもございます。

そういった中でも、実際には3.8%とはいえ、取っている職員もおりますので、どういうやり方であればうまく職場の中で育児休業が部分的にも、例えばまとめて1年間じゃなくても3カ月や1カ月という取り方も可能なわけでございますし、あとは朝の保育園の送り迎えだけとか、そういった朝ずっと30分だけ取るという、部分的に取ることも可能ですので、やはり体験者と情報交換をしながら、そしてどういうやり方ができるのかといったこともこの計画の中にはございます。そういったことが民間のリーディングケースになっていけば良いということもあります。そういった意味での記載が必要だということの御趣旨はごもっともですので、事務局にお伝えし、またこの計画も見直しがございますので、そういうときに反映できるようにしてもらいたいと思っております。

熊谷委員 これも大変立派な調査で、よくわかるんですけども、一般の事務職員の方と教員の場合、例えば男性の教員が奥さんが出産したときに8日ぐらい休んで、今はそうでなくても、学校が忙しくて大変な時期に、まして何とかやりくりして土曜までというような、そういう時期に、現実には男性の職員で、ちょうど働き盛りにお子さんができるわけですから、

そういう現場の状況ではどうなるのですか。

教育指導課長 今回対象ではないにしても、おっしゃるとおり、やはり子育てというものは父親と母親両方で力を合わせてやっていくということとともに、また職場の中で、男性、女性、みんなで力を合わせて補完し合って助け合ってどう働いていくのかという観点で考えていくことがとても必要なことだと思います。とはいえ、御指摘のとおり、実際の場面にそういうことがあったときにできるかという大変難しいのが実態であります。ただ、女性だったらしようがないね、みんなで助け合うからというときに、「ではあなた、行っていらっしゃい」と男性にも言ってあげられる、そういうような職場環境も今後学校においてもでき得る限りつくっていくことはやはり今後は必要ではないかなと考えているところでございます。

羽原委員 僕もちょっと子育てに参加しなかったけれども、その趣旨はよくわかっています。けれども、公務員という立場、外から見た目とそれから実務としての公務員の役割、これが一般の人に支障がないという条件をつくるのが大前提なんです。その上に内部のこういう両立支援というものがあるんです。両立の片方が犠牲になって、子育てのほうにサービスがいくと、家庭向けサービスのほうが優先する、これではいけない。外部とのかかわりの視点が何もなし。これは個別の事業所の問題だとおっしゃるけれども、公務員の場合はちょっと違うと思います。そこがやはり職業によってできる場合、できない場合があって、それを前提に配慮していくかどうか、これが大事だと思います。別に女性に働けとか、そういうことを言っているのではない。ただ、何か取り組み方の原点がちょっと欠けているというか、ずれているのではないかと。外から見て説得力のある案、その土台が、ないとは言わないけれども、少し薄弱ではないか。それぐらい難しい問題なのです。気楽に何日こうすればこうであるというだけでは済まない、見えない重さ、これが公務員だと僕は思っています。

ついでに事例を言いますと、新聞社で、衆議院選挙のときに県庁を担当している選挙の男性の担当者が、子育てで休んでいたんです。会議に行ったら選挙担当がいなくて。それで、僕はすぐに本人に手紙を書いて、新聞記者になりたての4年間に1回あるかどうかの選挙を、つまり経験としては捨てがたい場を休んで、本人が経験をして蓄積すべきときに、10日ぐらい、休むと。つまり少し意識がおかしいのではないかと。なぜおかしいかというのと、奥さんの母親も来ている。それで僕が言ったのは、休みを取ってはいけないと言うのではない。選挙が終わってからまとめてとって、子どもはまだそんなに育ち切っていないので、1カ月仮に子育てに参加しないから人生がおかしくなるわけではない。だからその辺のバランス感覚みたいなものを少なくとも新聞記者たる者、つまり若干公共的なつもりでやろうとしてい

る人が自分の事情で肝心の選挙を休んでしまう、こんなことでいいのかなと思って文句を言ったことがあります。それが公務員の場合は全体的な土台ではないのかなと僕は思うわけです。

大変少数意見で、区の方々には嫌がられると思いつつ、やはりそこは視点としてぜひ持っていただきたい。

教育長 確かに公務員というのは区民の方から信託を受けて仕事に従事していますから、両面があると思います。それで、区内の事業者を対象にして、そこでのワークライフバランスを推進していくということが大きな課題ですので、これは現在、次世代育成支援計画の後期の計画を策定していますが、その中でも柱として一本立てて、推進している事業者の認定ですとか、あるいはそこを支援していくための制度などに区として取り組みを進めています。そういう傍ら、ここは新宿区の職員に対して、やはり使用者である新宿区、また、この場合は新宿区の教育委員会がやはり公務員の望ましい働き方、時代の要請にどうこたえていくのか。まさになかなか現実としては進んでいない部分がありますので、こういう計画を立てて取り組んでいこうということです。その辺のバランスというか、両面があるということは羽原委員長職務代理者がおっしゃるとおりですが、新宿区としてはその両面に対応しながら取り組んでいるということで、御理解いただければと思います。羽原委員の御意見については傾聴させていただきましたし、人事当局にも再度意見は伝えておきたいと思います。

松尾委員 ただいまの件について少し思うところを述べますが、例えば14ページに代替要員のスムーズな提供というようなことが書かれています。ですから、もしそういうことが起きたらどうするか。今は子育て両立のための休暇についての話ですけれども、先ほどありましたように、その人がいないと動かないような業務のときにどうするかという話ですけれども、仮にその方がもし病気になって休まれたりということも当然あるわけです。そう考えますと、こういうプランにおいてはそのバックアップの部分について、それは例えば人の手当ということもあるけれども、日ごろの仕事の割り振り、バックアップ体制のつくり方、分担の仕方、そういうところも含めた総合的なプランになっていないとうまく動いていかないということだというように思いました。その部分についての記述が、これを見る限り余りよく伝わってこない部分がありますので、もう少し御検討をいただけたらと思います。

教育政策課長 今の御意見と、それから羽原委員の御意見は、この14ページの下のほうに、「My次世代育児プラン」を提出し、所属長と相談しながら適切に対応していくというようなことがございまして、そのプランにもう事前に未来を見通していつごろこうなるので、所属長に申し出ると。そのときに所属長がその内容によりまして、時期を変更したり、いろいろ

るアドバイスをするというような、そういう仕組みを考えていこうということです。私も実際に前の所属で計画を担当している職員がとりたいという申し出があって、もう計画はその年度につくり上げなくてはならないわけですから、それはなかなか大変ではないかというようなことがあります。その件を係長と相談したときに、係長がとっても構わない、僕が全面的に面倒を見るということで、自分がかわりに計画づくり、かわりにやるというふうに言ってくれましたので、そういったことでその職員がとっても構わない、6カ月、9月から翌年の3月、子どもが保育園に入れるまでというようなことで申請がございまして認めたケースもございます。従って、そういう職場のバックアップ体制も非常に重要だなと思っておりますし、必要に応じてそういった体制がとれたときには、そのかわりに入った職員の仕事を今度はフォローできるような臨時職員を入れてみたり、そういった職場内での工夫も非常に重要だなと思っております。

熊谷委員 誤解しているといけないので確認しますが、これは例えば新宿区の小・中学校の先生は基本的には都の職員ですので、今回の報告はどの職員が対象なのですか。

教育政策課長 区の教育委員会は私ども事務とそれから学校の区事務、それから区の用務、給食調理など、区の職員についての発令をしていただいていますので、区の計画について報告をさせていただきました。

白井委員長 私も先に意見を出させていただきましたが、まずこれはすごく先進的な取り組みとして大変いいとは思っています。ただ、子育ての支援といった場合に、単なる出産、それから育児だけの短期間の問題ではなくて、まず教育委員の立場として考えるとやはり義務教育終了まで、学校の保護者会とか、いろいろなことにかかわることで休むときに、職場がお互いに支援し合って、子どもに長期的にかかわっていく。そういう視点を持っていただきたいという内容を書かせていただきましたので、意見としてまず言うておきます。

それから、第2は、羽原委員の視点と共通していますですけれども、私も産休も余り取れないぐらいの仕事の内容で、それはやはり私の仕事がそういうものだったからで納得しているのですが、羽原委員が言いたかったのは、要するにこういう制度をつくったことによって、行政サービスの質を低下させないという視点をきちんと押さえるべきではないかということだと思います。そのために代替要員がある、ないという具体的な話が14ページにあるのだろうけれども、その視点が、例えば1ページの「初めに」の部分などに、働きやすい職場環境をつくることはもちろんだけれども、それによって行政サービスの質は低下しないというような視点を入れて初めて、これが皆さんに納得してもらえるものになるのではないかと多分

言いたいのではないかと私は思っていますし、私も同じように考えていますので、その意見ををお願いします。

教育長 そういう意味では、これは内部で検討して、内部で定めていますので、外部に対する説得力に欠けた部分があるということだろうと思います。こういった計画を立てて、取得できる制度をつくっていても、なかなか進まないのが現実で、なぜ進まないかという、かなり職員数を削減している中で、行政はますます複雑になってきている。高度な仕事及要求される中で、一つの組織の中で自分が休んだとき、どういう体制になるか、ということがなかなかこういった制度を活用できないということになる。ですから、まずは仕事に支障がないということが大前提の中で、こういった制度もつくっていく。そして、より望ましい働き方をしていこうというための計画ではあるのですが、その行政サービスを当然のことながら下げないという部分もぐってしまっていたということですね。計画を策定する主体の側としてもう少しアピールをすべきだったという御意見として、教育政策課長から伝えてもらおうと思います。

白井委員長 報告5はよろしいでしょうか。報告6に移らせていただきます。

報告6について、御意見、御質問がありますでしょうか。これはよろしいでしょうか。繰上げができてよかったということです。

では、報告7について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

教育長 牛込地区について、A地区とB地区ということで今日御報告をさせていただいていますが、A地区については、まずは統合協議会の準備会に向けての意見の交換会があったということです。次は準備会の中で御意見を伺って、決め方などについて、透明性を確保してほしいという御意見も来ていますので、そういう形で準備を進めています。

また、B地区については、今回このような結果が出ましたので、今後どうしていくのかということです。まずは天神小学校と富久小学校が、両校の状態を今共有している段階だと思います。意見を伺いながら、事務局としても一緒になってどういう進め方をしていくのか。A地区については両校の合意がない中で統合協議会を立ち上げるという選択をしたわけですが、B地区についてはどうしていくのか、両校のPTAの意見を聞いて、また教育委員会にもお伝えして御意見を伺いながらと考えております。

菊池委員 A地区については、かなり今まで御父兄の方の意見なども見ましたし、資料も江戸川小は非常に少人数過ぎるという部分で、やはりこれは統廃合が必要なんだろうということは納得しましたし、教育委員会でもそういう意見を述べましたけれども、B地区の天神小、

富久小の統合については、この御父兄たちの意見を拝見する限りは、今のところ私には統合する理由が見つからないという状況だと思います。

羽原委員 これは賛成とか、統合する、しないという意見ではなくて、まだ保護者たちの意見を見ていると、やはり統合の前に教育効率化の視点、あるいは建物ができればいいのかとか、物理的な観点など、そちらへ傾いている感がある。それで、取り組み方として、やはり基本的にはこの統合がなぜ必要なのか、統合というものはどういう条件で、どういうプロセスで統合というものが出てきたのか、あるいは他区ではどうなっているのか、やはり統合していく理念あるいは僕の考え方而言えば、10年、15年後の地域社会をにらみながら考えることとか、それから子どもたちの将来、つまりこの学校を出なきゃいけない、この学校で卒業させたいという思いの一方で、より望ましい教育環境というのはどういうものなのかというように、もう少しロマンチックな絵を描きつつ、それは描いているかもしれないけれども、十分保護者の方たちに伝わらない状況があると思うんです。だからどうしても目先の判断が勝ってくるのではないかと。やはりそういう考え方もあることも現実だから、それはそれでいいけれども、もう少し教育委員会はそういう大きい理念に基づいていくべき。それから別にその職にある方が強引にやっているわけではなくて、やっぱり一つの教育環境というものの考え方、審議会の答申、こういうものを踏まえている。その答申、つまり統合を進める上での足場についての考え方というものを、十分説明されていると思いますけれども、この結果をみると、なかなか理解を得ていないというのは、やはりそのところにもう一度立ち返ってもらおうような御努力が必要ではないか。いつも見るたびに、これは本当は違うんだけどもなと思うものもあるし、やはりこの点を配慮しなくてはいけないということがある。例えば、ガードレールの問題とか、交通安全の問題はこれから統合を決めてから考えると、そういう未来の課題じゃなくて、もう既にやっている課題でなければいけないし、その行政上の進め方に問題があったんだと僕は感じているんです。僕が歩いてみても、ここは危ないな、危険だなと思うところはあるわけです。こういう統合問題になってクローズアップするけれども、今までに行政的に手がつけられていない、これはやはりよくない。そういうような不満もこのアンケートには出てきているのかなとも思います。個別にこっちは賛成、こっちは反対とかということじゃなくて、進める上での取り組み方を僕なりの意見で言わせていただきました。

菊池委員 そういう要因も多少は意見の中にありましたけれども、もっとすごく根本的な問題で、何人ぐらいの生徒が適正であるか。あとクラス替えができる規模の学校が必要だとか、

非常に根本的な意見があって、今現在、新宿区は選択制を導入しているということであるので、その選択制の趣旨とこの統廃合との整合性というのはやはりなかなか難しいのではないかと。PTAの方たちの御判断で、やはりそここのところが非常に引っかかっていると思いますし、私もどうもその部分は教育委員会としてはクリアしていないのではないかと思いますし、やはり教育委員会アレルギーみたいなものが非常に今起きている、非常にバッシングの対象になってしまっているようなイメージを開業医として私は外から受けています。その原因はここら辺にあるのではないかと考えるものですから、統廃合の本当の理由を明確に示す必要があるのではないかと。ですから、統廃合と選択制の整合性をきちんとつけていただきたいと思います。

副参事（学校適正配置担当） 牛込B地区につきましても、当初は説明会を何度も開催しています。昨年から説明会を開いていますが、やはり先ほど羽原委員がおっしゃったように、答申の考え方にもありますが、その前に牛込地区の適正配置に関する懇談会の中でも、理想の学校という観点から統廃合を抜きにして学校の教育環境について話し合いを行いました。その中でもある程度の人数を確保するという結論としては出ております。

平成4年の答申に照らし合わせても、やはり新宿区は最低150人程度の学校であれば、小規模になっても学校を残していこうという考え方がありまして、こちらの両校は説明会に入るときは、天神小は100名前後、富久小学校は87名、両校を統合しても200人に満たないというご指摘もありますが、小学校の数を4校にすることにより平均すると360人程度、もしくはそれ以上となり、それぞれが平均12学級になるような規模にはなるという判断のもと、最終的には5校を4校にしたいということで対象校を選んでいったという経緯がございます。

ただし、保護者の方々のご意見はやはり選択制が平成16年から始まり、保護者が真剣に学校を選んで子どもを通わせていらっしゃるということで、今の環境を選択して子どもを通わせているという状況もございますので、現状に満足しています。その関係と教育委員会の考え方、こちらの答申に基づく考え方を説明しても、なかなかご理解いただけない状況になっています。

また、羽原委員のおっしゃったようなガードレールの問題も、地域から要望がございました。土木部の協力も得まして整備を進めております。来年度に入りましてからの各個別にお伺いしてお願いにあがる段階に入ってまいりました。保護者の方も安全を確認できたら統合に対しても理解が得られるというようなご意見もありますので、それはそれで進めていきたいと考えております。

菊池委員 今、核心の話が初めて聞き取れました。要するに5校を4校にするという政策が最初にあるということです。要するに予算をやはり削減するということがありきで、そのためのもなのか。そうではなくて、新宿区としてより良い学校をつくっていきたいということなのか、そこが明確でないと思います。不信感を抱いている人たちは、要するになぜ選択制があるのかという矛盾を感じておられると思います。うまく言えないのですが、確かに80人ぐらいしかいなければ、その学校は江戸川小と同じように成り立たないと思います。ところが、天神小の学区域には1学年20人ぐらいの生徒数はいるわけです。そこからあえて選択制があるために、全校で400人ぐらいいるところに、クラス替えができるような環境を望んだPTAたちはそちらを選んで、選択して、本来、天神小の学区なのに、わざわざ余丁町小に行かせている親たちがいるというわけですから、その選択制を廃止すれば天神小で1学年20人以上の規模の生徒を確保できる可能性があるのではないかなと私は思ったんです。

副参事（学校適正配置担当） まず、学校適正配置の考え方は、新宿区全体を見回しまして、児童の数が8,000名を下回っているという状況がございます。それに対して、小学校が29校あります。小学校をブロックごとに考えますと、牛込A地区が6校、B地区が5校ということで、その学区域、A地区、B地区の児童数を考えますと、ある程度の人数を確保した適正規模の観点から考えておりますので、選択制をなくしても、全体の児童の数よりも学校数が多ければ必ず児童の少ない学校ができてしまうというような関係があります。また、学校は年数がたてば建て直しの必要がありますので、計画的な建替えも考える必要があります。その際、子どもたちの負担が最小限になるような方策を考えているということでございます。

次長 今、副参事からお話ししたように、繰り返しになってしまうかもしれませんが、本当に全体の子どもの数が減って、その中で適正な規模の学校はどう考えていけばいいだろうか、それがまず一番の出発地点でございます。そういう中で、地区割りにしていった場合に、いろいろな社会的な現象、いろいろなことがございますから、そのときによって流動性もありますので、全体的に下がっているのはわかっていますけれども、部分的に見た場合にいろいろな条件が変わってくる。そういう中で、表面的に見た場合には選択制によってより一層それが、小規模校がより小規模校になっていくのではないかと、そういうような印象を多分持たれるのだと思います。ただ実際には指定校変更制度もございますし、やはりそれぞれの保護者の方がどこの学校を選んでいくのかというときに、必ずしもそれを止めるというわけにはなかなかいかないと思いますし、またそういった意味では逆に広く通学区域をとらえることによって一つの通学する学校として適正な規模、そういった考え方もあると思

ます。

より具体的に申し上げますと、例えば津久戸小と江戸川小学校、学区域にいる子どもたちの数というのは約300人です。その300人が70と230とに分かれている。ところが実際に通学区に通っている子どもたちの数を見ていきますと、大体130と170ぐらいになると。それは当然その地区にいる子どもたちの保護者の方がどういう判断をするかということがありますが、機械的に考えていった場合には130と170だろうと。それにしても150人という規模からすると、当然対象校にはなっているわけですが、それでも、そういった意味では極端な形にはあらわれないかもしれません。ただし実際にその子ども数が少なくなっている、これはもう間違いない事実でございますので、そういった意味ではやはり適正規模を考えざるを得ない。そのときに、1つの学区域だけを見ていくのか、または1キロ圏内という学区域で見ていくのか、そういったようなことも含めて統合という手段があると思っています。そのときに、やはり一つの学校だけで統合を考えるというのはなかなかできない。そうであるので統合協議会という場所でお互いに共通の理解のもとにそういう議論をしていく、同じように共通の土台のもとにそれぞれ子どもたちをどう育てていくか、いい環境をつくっていくかということを議論していく。そういう場が欲しいということで、A地区はそういう形でやっております。B地区についても、今回このようなアンケートの結果を踏まえて、それぞれのPTAの会長さんたちが共通の話し合いの場を持ちたいという意向を持っているということでございますので、そういう意味では我々は一つのそういう機会をつくって、そこで共通の議論をしていただくと、そういう場であるのだと思っています。

なおかつ、先ほど羽原委員からお話がありましたように、まさにこの話というのは手続き論とか、小さな数の問題ではなくて、もっと大きな意味で、やはり新宿区の教育、また地域の子どもたち、その教育環境をどうするかという大きな目で議論していくことによって、初めてやはり共通の理解、共通の考え方で次の段階に進むのではないかとということで、我々は努力していきたいと思っています。

菊池委員 新宿区全体として適正であるという考え方であるという、おっしゃることはわかりましたけれども、その地区に生きている、育てている親たちにとってはマイナスである可能性は非常に高いわけです。そういうケースもいっぱいあり得ると思うのです。従って、この全体から見ればこのぐらいの数が適正であって、このようにしたいという行政の意向、まずそこを納得するとか、そこは行政の長が決めることなのかもしれませんし、その答申がバイブルであっていいのかどうかよくわからないのですが、要するに結果として、今、

富久小が非常にうまくいっているという親の意見が多いわけです。そこを選択したので、そういう人たちが多くて、統合に反対意見が圧倒的に多いわけです。このアンケートを見れば、未提出の部分を引きれば、もう明らかに反対者が多い。というのは、現状に非常に満足していて、子どもたちが6年間、非常にすこやかに育っていると。非常に目が行き届いていて、小1問題もこの富久小学校は生じていない。このようなことがありますので、要するに教育委員会が上から強圧的にやっているのではないかと、その論拠は何だと言われたときに、そこをきちんとうまく説明できていないような気がします。今、次長がおっしゃったことは、いろいろな価値観がある中でなかなか受け入れられない。私なんかもよく意味がまだわからない部分がありますので、その答申との整合性や、選択制との整合性など、もう少し全体像を見直して、規模が小さくなったからもうここここは統合しなくてはいけないというようなことが最初にあるのはどうもおかしいのではないかという素朴な疑問がやはりあります。

教育長 地域の方からも今までの学校の説明会の様子を聞いていても、なかなか教育委員会とPTAの方たちとの話がかみ合わないねというような感想などもいただいております。限られた時間の説明会を回数を重ねていっても、参加される方が変わっていく。そういう面で話がなかなか積み上がらないというような部分もあったわけです。ただ、A地区については、そういった部分と、その他の理由もたくさんあるわけですが、統合協議会を設置するという形でできています。

菊池委員 説明会ではなくて、要するに統合する意味があるかという、その原点のところを確認したい。

教育長 この統合協議会では、統合の必要性についてまずそこからきちんと共通理解、合意を得ていこうということになっています。しかも固定したメンバーの中で継続性を保って、さらに反対の意見を聞く場も設けてという工夫をして話が進んでいきます。その中できちんと教育委員会がなぜ適正配置を推進していくのか、それはよりよい教育環境をつくりたいということですので、そこが理解していただけるような説明を事務局はしていかなければいけないと思っております。そして、そこを皆さんにきちんと見ていただいて、一つ一つ固めていく。そういう形で、今、菊池委員から出ているお話にも一つ一つ答えていく。当然統廃合と選択制との関係、これは本来別のものなのですが、統廃合の対象となるところについては常に関連して語られますので、きちんと御説明をしていかなければいけない大きな課題だと思っております。異例の統合協議会の立ち上げですが、建設的というのでしょうか、一つ一つ、なるほどそういうことなのかと、双方がそれぞれの論点があれば持ち寄って、十分に話

ができるいい機会になるのではないかと期待しています。

菊池委員 それは無理だと思います。と言いますのは、要するに行政として教育委員会がそうだと思われてしまっている。要するに教育委員会が統廃合をどんどん強引にやろうというように思っているわけですが、そうではなくて、適正規模というのはこういう答申があって、多分そのもとに都全体の、例えば港区も100年以上続いた学校がどんどんなくなっているという話も聞いていますし、新宿区の教育委員会だけがそのようにやっているのではなくて、都全体で、その適正な規模というのを考えていく中で、ほかの区も同様にやっていると、新宿区の教育委員会だけがやっているのではないというところをきちんと見せないと、新宿区の教育委員会が今暴走しているような、そういうような風評ではないですが、イメージを持っていらっしゃる方がいっぱいいるというのが現実なんです。従って、そこをきちんと認識をして、そこを説明して納得してもらおうというスタンスがもう既に間違っていて、要するにこういう背景があるんだよという、新宿区の教育委員会だけがやっているのではなくて、もっと都の全体的な動きの中で動いているというような視点がないと、なかなか納得していただけないのではないかと思います。

羽原委員 教育委員の一人で申し上げたいのは、暴走とか、強圧的とか、強引とか、こういう言い方で言われると、僕らも今まで積み重ねの中に参加をして、それを了解して作業に入ってもらっているということで、僕は暴走したつもりもないし、暴走を許そうと思ったこともないので、表現としては非常に誤解のもとになるので、ぜひもう少し客観的、公平にこれは表現を選んでください。

菊池委員 すいません、アンケートに書いてあった表現なので、私の意見ではありません。

羽原委員 であれば、そこははっきり言わないといけない。

菊池委員 そうですね、そういう風評と言いますか、意見がここに書いてあるので、それはやはりまずいんだろうということを申し上げたのです。

白井委員長 議論を整理させていただきます。やはりなぜこのように混乱しているのかということは、私も感じているのですが、羽原委員が言ったように、適正配置の基本的な考え方というのは、まず理想論があって、単に数合わせとか、そういうことではなかったはずで、それが平成4年の答申では、子どもの教育環境のためにはクラス替えのできるような、それが適正規模と考えて、子どもにとっての適正な環境というものを出していたと思います。それが基本的な出発点のバイブルで、それについていろいろな御意見があるのかもしれませんが、まず子どもを自立させるためには一定の社会性をつける、そのためにはある程度の人

数の中で切磋琢磨するとか、そういうことを教育的にいいという考え方がまずあって、それに伴って新宿区の実際の学校の生徒が少なくなっていくって、それで問題がないのかということから多分出発した問題だと思います。ですので、技術論のところとか、数の合わせ、この地区は何校だ、この地区は何校だというような形で決めたので、今こうやっているということではないという理解を持っています。

それから、もう1つ、今回も出たB地区のアンケートを単純に「統合すべきではない」、「やむを得ない」とを数で出していますけれども、中身を読ませていただくと、「統合すべきではない」の意見の中には、結局統合しないという前提で入ってきたから、それで卒業したいということで、それはお気持ちとして、そういう素直なお気持ちだと思います。それと、将来的なものを含めて、このままでいいのかという意味での統合の必要性というか、子どもの教育環境のためにはどういうものがいいのかというようなこととでリンクしているのかどうか。今までも事務局も説明はしていたと思いますが、統合の時期を決めているわけでもなくて、統合をする時期等は地域や、学校と、いわゆる統合協議会の中で議論して探っていきましょうというスタンスで説明しているはずだと思いますが、実際に受け取っているアンケート結果の意見欄を見ると、そういうことではないわけです。その辺が事務局としての説明が、または教育委員会としての基本的な考え方が保護者の方にストレートに伝わっているのかなということが、実は今回のアンケート結果の、A地区のときにも多少思ったのですが、特にB地区についても思いましたので、やはりそこはもう一度、羽原委員が言った、やっぱりロマンというか、子どもにとっていい適正規模、それから教育環境ということ、まずそこを押さえた上で、次の統合の時期や、それから安全面というのは統合協議会の中で皆さんで知恵を出し合っていけるものであるということとをきちんと分けた上で議論しないと、もうまとまりがつかないし、すごくおかしい関係に今なっているような議論に私も思いました。今日は報告事項ですので、時間も大分経っていますので、その辺を議論として分けて考えるという方向をもう一度探ってみていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次長 今、確かに委員長がおっしゃるように、実際に学校説明会に行っても、なかなか統合といいましょうか、規模の問題をお話ししても、具体的にどっちに校地が移るとか、具体的に通学路の安全はどうかと、そういうような話になってしまう。従来であれば統合協議会で決める話がでてしまう。我々としては、PTAの合意を得なければ次に進めないということで、どうしてもそのように答えていくわけです。ところが、ほかの区の様子を見ていますと、PTAで統合やむなしがなければ、統合協議会はつくらないというやり方は新宿区だけです。

ほかはある程度説明した後に統合協議会をつくって、そこで実際にどういう問題があるかを具体的に詰めていきます。そういった意味では、新宿方式というのが一つの曲がり角に来ているなというのは感じているところではございますけれども、今、こういう形で進めていますので、やはりそういう共通の場をまずつくって、それで議論をしていこうと、そういうことを考えてまいりますので、先ほど委員長に仕切っていただきましたので、そういう形で少し整理した形でやっていきたいと思っています。

白井委員長 とりあえずまだこの問題は継続して、いろいろ報告を受けながら議論をしてきたいと思いますので、報告7は以上で打ち切らせていただいて、報告8について移らせていただきます。

報告8について、御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、報告9について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 非常に賛成のイベントで、ぜひ早目にテレビとか、報道関係に御一報をください。授業の現場をテレビで、「新宿区でやっているんだ」と、その作業は手塚プロがやるのか、こちらで広報がやるのかわかりませんが、ぜひ見に来てもらいたい。ぬいぐるみみたいなものを着て来るのでしょうかから、映像化はしやすいと思います。

教育政策課長 入学式については、既に報道機関も入るといようなところで今手配をしているところです。あと、授業についてもそういう企画が出てきたときには、区の広報とも連携をとりまして、そういったPRもしていきたいと思っております。

白井委員長 高田馬場のテーマソングも鉄腕アトムが流れているということですので、そういう意味でも地域と企業が結構連携した形でできる、楽しい夢のある企画だと思いますので、ぜひ成功をよろしく願いいたします。

それでは、報告10について移らせていただきます。これについてはまた改めて調査結果が出るということですが、それに当たって何か気づいたこと等があれば、今お話をある程度していただければと思います。

松尾委員 質問ですが、「確かな学力推進員」の先生というのは、どのような形で採用がなされるのでしょうか。

教育指導課長 12月の後半になりまして、ホームページ上で一般公募いたしまして、手を挙げていただきまして、そして1月にかけて、従来は選考するという形をとってございました。実は次年度に向けまして、若干選考方法を変えました。区教委で選考して、区教委からこの人をというのではなく、何人かの候補者の中から各学校が選びたいというような御要望もあ

りましたので、相当数来た候補者から一定程度私どもで確保しながら、学校からこういうような教科、こういうような力を持っている人がいいという、そのようなオーダーに応じまして、何人が御提供して、学校で選んでいただくという形に次年度に向けては変えるところがございます。いずれにいたしましても、一般の方から公募して選考する形でございます。

松尾委員 そうしますと、任期と申しますか、契約期間ですか、それは1年ごとに更新ということになるのでしょうか。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。ただし、更新に当たりまして、学校からぜひ継続してほしいという要望が出るかどうか、この学校の御要望と御本人の御要望を聞きまして、やはりこれを全く無視するわけにはいきませんので、それを勘案して考えさせていただいております。

なお、次年度に向けては、51名のうち、今現在は38名の方が恐らく継続になると思いますが、残りの方は新しい方にかわるということを今のところは想定してございます。

白井委員長 報告10について、御意見、御質問はありますか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告11 その他」となっていますけれども、事務局から報告事項はありますか。

教育政策課長 特にございません。

白井委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 本日の教育委員会もこれで閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 4時49分閉会